

12月10日は「人権デー」

みんなで築こう人権の世紀  
 ～考えよう相手の気持ち～

未来へつなげよう

違いを認め合う心

1948(昭和23)年12月10日、国際連合で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、国連総会で12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国に実施を呼びかけました。12月10日は、世界のいろいろなところでも「人権」について考える日になっています。

日本では、法務省と全国人権擁護委員連合会が12月4日～10日を「人権週間」として、全国各地で人権の大切さを学ぶ催しが行われる予定となっています。皆さんもお近くの催しに参加して、「思いやりの心」や「かけがえのない命」について、もう一度考えてみてください。

黒潮町人権作品展

黒潮町では、あらゆる差別をなくすための取組のひとつとして、町内の児童・生徒から募集した人権作品(絵画・ポスター・書道・作文・

詩・標語)の展示を行います。

また、大方ライオンズクラブが募集した「平和ポスター」なども同時に展示します。

子どもたちの思いや願いのこもった作品をぜひご覧ください。

開催日時・場所

・12月1日(木)～5日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※5日(月)は正午まで

佐賀交流センターみらい(旧佐賀保育所)

・12月7日(水)～12日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※12日(月)は正午まで

本庁(くろしおホール)



昨年度の人権作品展

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎5513113

無料弁護士相談会の開催

黒潮町では、多様化する消費者相談、不動産、相続、離婚、地域での悩み相談に対応するため弁護士を招き、無料相談所を開設します。日ごろ、なかなか相談できないこともこの機会に相談してみませんか。

開催日時・場所

◎12月14日(水)

午後1時～午後3時

保健福祉センター(旧本庁前)

※相談時間は1人30分以内です。

相談日の1週間前の水曜日午前

8時30分から電話または左記窓口

で先着4名を受け付け、その際、相談内容を聴き取りさせていただきます。

※同じ内容の相談は、1回限りで、担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けることができません。またキャンセルされる場合は、相談日の前週の金曜日までに左記窓口へ連絡してください。

○お問い合わせ・ご予約

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎5513113

黒潮町立佐賀児童館指定管理者の公募について

児童の健全な保育(学習)と健康の増進を図るとともに、地域に根差した子ども会・保護者会などの地域組織活動の育成のため、佐賀児童館の指定管理者を公募します。

施設の名称・所在地

名称:黒潮町立佐賀児童館

所在地:佐賀2995番地40

募集要件・提出書類など

「黒潮町立佐賀児童館指定管理者公募要項」および「黒潮町立佐賀児童館の管理業務基準書(仕様書)」(ホームページに掲載)をご覧ください。

◆募集要項公表および配布・申請受付期間

12月8日(木)から28日(水)まで

(土曜日、日曜日を除く)午前8時

30分から午後5時15分(正午から午後1時を除く)まで

○提出・お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 佐賀町民館係

☎5512108